

公的再生支援に関する競争政策上の考え方（案）に対する意見

一般社団法人 新経済連盟

1 基本的な考え方について

当連盟は、競争を通じて企業の自律的に成長し、産業構造の効率化を促す資本メカニズム・法体系のもとで経営陣の新陳代謝が促されていくべきであると考えている。

そのため、徹底的な規制改革を通じた市場創造と最適化が必要となるが、とりわけ、特定企業・特定産業への安易な資金供給・救済はモラルハザードを引き起こすものであり、問題が大きい。

したがって、公的再生支援が競争に与える影響は最小化する必要があり、本ガイドラインにおいて示されたその基本的な考え方（①補完性の原則、②必要最小限の原則、③透明性の原則）について賛同する。これらの原則を踏まえた厳格な運用を強く望む。

2 多角的な検討の必要性について

他方、本ガイドラインには、競争を阻害するような公的再生支援が行われた場合に公正取引委員会がとることのできる措置が記載されていない。しかしながら、競争を阻害する公的再生支援が行われた場合に、公正取引委員会が関係する公的機関に対して措置をとることができないのであれば、公的再生支援が競争に与える影響を最小化するとの目的を達成することは困難であると考えられる。また、そもそも、公的再生支援のみならず公的な補助全般が競争に影響を与えうるものである。

この点、既に廃案となっているが、「公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案」（塩崎恭久議員ほか提出）においては、競争を阻害する公的支援が行われた場合は、公正取引委員会が関係行政機関の長に対して通知・公表できる制度が定められている。また、欧州においては公的補助全般が規制の対象とされている。

したがって、上記のような制度も参考にしつつ、競争に悪影響を与える公的再生支援が行われた場合の措置や、当該措置の対象等について、今後、多角的な検討が必要であると考えられる。

以上